

## 第2回環境社会配慮審査会

日時 平成16年10月27日(水) 15:00~17:00

場所 JICA本部 11AB会議室

### 出席委員 (敬称省略)

委員長/委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助教授
委員	杉前 昭好	元大阪府環境情報センター情報企画室長
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授
副委員長/委員	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン学科助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所弁護士
委員	柳 健一郎	明治大学法科大学院法務研究科教授
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

### 欠席委員

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部助教授
委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科助教授
副委員長/委員	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度研究グループ長
臨時委員	渡邊 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター教授

### 注) 委員以外の発言者

中村 明	独立行政法人国際協力機構 社会開発部第三グループ長
------	---------------------------

**村山委員長** それでは第2回環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。今日の議題は主なものが五つありますが、最初に委員長選出というところから入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**事務局 上條哲也**（以下 上條）副委員長の選出ですが、第1回の審査会の時に作本さんになっていただくというようなご提案があったのですが、第1回の時に作本さんは結局欠席されてしまいましたので、その時に決まっていなかったのです。その後、作本さんと連絡を取りまして、副委員長になっていただけますかというお話をして、ご本人の了解は得てあります。今日も出席される予定だったのですが、急に体調を崩されて今日は欠席になってしまうというご連絡がありました。ご本人不在ですが、ご本人には「副委員長ということで選出させていただいていいですか」ということを聞いてありまして、「それはかまいません」ということでした。経過は以上です。

**村山委員長** そういうことですが、作本さんを副委員長ということでご信任いただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、副委員長の件はそういう形で進めさせていただきます。それから、少し前後しますが、審査会の記録は議事録としてウェブサイトに掲載することになっています。これは各委員のご発言を記名で出すということになっています。毎回、この内容をチェックしていただくという、これもちょっと時間のかかる話なのですが、ぜひ前回のものをご確認いただいて、毎回毎回そういう形で議事録が出ていきますので、ご自分のご発言は確認をしていただきたいと思います。

それでは、2番目の議題に移らせていただきます。審査会の設置要項、運営方法、更に環境社会配慮業務フローです。これは前回もご議論いただいた点ですが、若干の修正をしていただいていますので、事務局からお願いします。

**上條** それでは資料の説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、要項案ですが、第1回の時の議論を踏まえまして修正いたしました。修正したところは下線が引いてあります。副委員長のことを記載すべきだということと、会議の成立のことを修正すべきだというお話がありまして、その部分を修正してあります。

具体的に修正している箇所を言いますと、5番の「委員長と副委員長」の(1)のところで、「副委員長2名」の「2名」という言葉を加えました。また、(3)で、副委員長の役割ということですが、「副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する」という、前回の議論を踏まえた文言を入れました。7番の「会議」のところの(1)「審査会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない」というところと、「なお、議事に関係のある委員及び臨時委員は原則として出席することとする」という部分の修正を行いました。以上です。

**村山委員長** 今のような修正を加えたということですが、この点について何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

**柳委員** 用語なのですが、「代理」とありますが、こういう場合は「代行」ですね。ですから、厳格に言うと、「代行する」ということです。

**村山委員長** 「代理」を「代行」ですね。「その職務を代行する」と修正してください。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは要項案は、今の柳委員のご指摘の点を修正するというので、ご了承いただいたということにさせていただきたいと思います。それでは次に、審査会の運営方法案の点をお願いします。

**上條** それでは3ページ目の、修正したところをご説明いたします。前回の議論で諮問するもの以外に協議することや報告することなど、業務フローの方とセットになった議論があったのですが、そこで協議や報告をする部分をフローの方で修正もしてあります。その業務フローの修正に沿った表現にしたほうがいいと判断いたしまして、この1番「諮問対象」の で、諮問ではないけれどももということなのですが、「諮問とは別に、カテゴリ A 案件については、要請確認段階でコメント案を協議する」と。このカテゴリ A は三つのスキームすべてです。開発調査の場合もそうですし、無償資金協力の事前の調査の場合もそうですし、技術協力プロジェクトの場合もそうです。

「また、開発調査の事前評価調査段階と無償資金協力の基本設計調査段階で審査結果を報告する」と。これもカテゴリ A 案件の場合です。「なお、連携 D/D については協議と報告の対象とはしない」ということです。これは前回のときにも業務フローをこのように説明したと思いますが、フローに沿った表現ということで修正いたしました。

それから3番のところですが、審査会の曜日です。月曜か水曜ということにしましょうという議論が前回ありましたので、それに則して修正いたしました。この ですが、「基本的に毎月第2第4の月曜か水曜の午後2時から午後5時に JICA 本部にて開催」というように修正いたしました。以上です。

**村山委員長** ありがとうございます。以上のような修正ということですが、ご質問、ご意見はいかがでしょう。松本委員。

**松本委員** 連携 D/D の扱いですが、前回お示しいただいたものは、一般的には審査会の関与はないけれども、問題が起きた場合にはかなりシリアスなことが審査会にかかるというご説明だったと思いますが、今回のように変えてしまうと、これは全くそういうことがないというように読めてしまうということです。あえて連携 D/D についてはこの対象としはしない、と入れた根拠が何かおありだったらご説明いただきたいということです。

それから、今回変えたところではないのですが、ちょっとクリアにさせていただきたかったのが審査方法です。 のところで文書を提出するとあるのですが、いろいろな物が提出されるので、あえて「文書」という非常にあいまいな表現をされたのかと思うのですが、実際にどのような物が提出されるのかということをお教えいただきたいというのが1点です。

それから の「現地ステークホルダーとの協議を踏まえ、事業実施者が見解書を作成」というのは、すなわち現地国で事業を行う担当の省であったり、あるいは部局であったり、その事業の実施者が見解書を出すというように読めるわけで、それでよろしいかどうかというのが1点です。

それから、この見解というのは何に対する見解なのかということが分からないので教えてほしいということです。

最後に、諮問に対するの答申ということは、諮問というものは何かということが明らかである必要があると思いますが、これを読んだ限り、何が諮問になるのかがよく分かりません。文書が提出され、見解書が提出された場合、何が諮問になるのか。諮問書というようなものも審査室から出されるのかどうか。以上4点です。

**上條** まず、連携 D/D のところですが、前回ご説明したフローで連携 D/D のところは、お手元の資料の6ページ目のところになります。ここで点線で表現しているところは、諮問するという事柄なのです。この で書いたものは、諮問とは別に、協議や報告であるということを表示したかったのです。これはもちろん JBIC のガイドラインが適用されていて、そこでカバーされているということです。JICA は JBIC のガイドラインで適用されている範囲の中で、主に技術的な事項を調査して設計するという事です。そこで JBIC のガイドラインが適用されていますから、JBIC のガイドラインによる環境のレビューなども済んでいる案件であるわけです。

そういうことですので、大きな問題は多分発生しないだろうという想定で動いているわけです。ただ、その中で JICA は調査団を派遣しますので、JICA として、もし JBIC の見解と違うことが生じたという場合には、まず JBIC の方で議論しまして、JICA の調査の範囲の中でも明らかに対応できないようなことがあった場合には、審査会に諮問したうえで対処を考えようということが、この6ページの業務フローに書いてあることです。ですから、ここで点線で表現しているのは、諮問するという趣旨です。またページを戻っていただいて3ページ目の1の で書いているところは、この協議と報告の事項なので、その対象とはしなくてもいいのではないかとということです。

次に、どのような文書が出るのかということですが、ここはこのフローのところでも表現しているところもあります。具体的に言えば、各段階の調査の報告書が上がってきます。その調査の報告書が審査室へ上がってきまして、私どもはこのガイドラインに沿って対処がなされたかということをチェックします。その審査の方法などは、第1回のときに報告したような内容で考えているということです。

事業の実施者というのは誰かということですが、私どもが想定しているのは相手国で事業を実施しようとしている方です。相手国の公共事業を担当している組織の方とか、支援している対象の方のことです。ですから、ここで見解書というのは、何に対する見解書かということですが、それは現地でステークホルダーとの協議を行い、その中でいろいろな質問や意見が出たものに対して、その事業実施者がそれに対する答えを書きます。その答えを書く中で、もし JICA の方で支援することがあれば、それは支援しようという位置づけにしています。ですから、見解書というのは、ステークホルダーからの意見に対する事業実施者の答えというのでしょうか。そのコミュニケーションの中で返答に当たるものだと思います。それを文書で出して下さいということです。

諮問というのは文書であるのかということですが、後でご報告の中ではありますが、諮問する対

象の案件がまだ具体的には出てきていません。これも委員長と相談しようとは思っています。ただ、情報公開のところで、諮問と答申を公開するという事も加えていますので、「これこれを諮問します」という文章は作る予定にしています。それに対して、「これこれを答申します」と回答いただければ、それも文書で頂いて、この情報公開にあるようにウェブサイトに掲載するという事を想定しています。以上です。

**松本委員** 一つだけ、上條さんのお答えに対してのコメントですが、つまり連携 D/D の扱いについては、前回のご説明と変化はないということが明確に分かりました。ですから、あまりそれ以上は突っ込みません。ただ、運営方法案にもあるように明確に協議と報告の対象とはしないけれども、実は諮問の対象にはなっていますというのは、書きぶりとしてはいかなものかと正直思います。言質が取れているのであれば私はそれ以上こだわりませんが、ただ運営方法案としてこのまま残していいかどうかというのは、他の委員の方々のご意見も伺いたいと思います。以上です。

**村山委員長** 他の点はよろしいですか。

**松本委員** はい。分かりました。

**村山委員長** 連携 D/D について、あえてここで書く必要があるかどうかということですね。事務局の考えとしては、諮問とは別に協議、報告について で示しているのので、連携 D/D については対象になっていないと。

**上條** 正確を期したというつもりなのですが。

**松本委員** 逆に、どういう場合に諮問するかは書いていないので。だとすると、 、 、 に沿って考えると、連携 D/D もカテゴリ A の場合はこのとおりに行ってしまうのかなと思いますが、実はそうではないわけですね。諮問する場合は極めて異例の場合のみ諮問がなされる。連携 D/D の場合は。

**上條** そうですね。

**松本委員** したがって、もし にこれを残すとすると、 、 、 の部分に連携 D/D の場合の対処方法というものも併せないと、正確を期したことにはならなくなってしまうと思います。

**上條** スキームの一個一個を書き出せばいろいろ書けるとは思うのですが、もともとの案として包括的な書き方をしたので、 としては「ただし」というのでしょうか、これとは別のことを書いたので、そこで前回の議論を踏まえると、ちょっと細かなスキームごとの名称が出てくるような表現になってしまったということなのです。ただ、もちろんこのフローに沿って仕事をするので、このフローを無視したようなことをするつもりはありません。

**村山委員長** では、和田委員。

**和田委員** そうしますと、この書き方としては「連携 D/D については、必要と判断した場合に諮問する」ということになるわけですね。そういう文章を、例えば と の間に入れたらどうでしょうか。 、 、 は諮問に関して、 に関しては協議ないし報告に関して書いていますが、連携 D/D の場合、他の場合と多少扱いが違うと。必要と判断した場合にのみ諮問をするということですから、 と の間にもう 1 項目入れて明記したほうが分かりやすいかと思います。

**村山委員長** 項目を新たに加えて、「連携 D/D については、必要と判断した場合には諮問する」という文言を入れたらどうかということですね。今のご提案はいかがでしょうか。事務局、いかがですか。特に業務フローから外れているというわけでもないし、より明確になるのではないかという気がします。

**上條** 別に一つ項目を入れてうまく整理されれば、私も和田さんがおっしゃっていた提案に賛成ですが、また何か一個一個フローを見ていくと、もっとこれも加えなければより正確ではないということになってくると、また大変だと思うだけなのですが。

**村山委員長** 松本委員。

**松本委員** 私が気になったのは、この連携 D/D のところだけです。というのは、にこのように明記されているので、何もやらないのかなと思ってしまうということだけです。最初に村山委員長が言ったように、この「なお」以下を外すというのも私は一つの手だと思っていました。それでも業務フローに従って行うという意味では、混乱はないのではないかと思います。ただ、「なお」以下を入れるのであれば、ではどういう場合に連携 D/D を扱うのかという一言、今、和田委員がおっしゃったように、短い一言が入ったほうがいいのではないかという意見です。

**村山委員長** 二つありますね。連携 D/D について明記するか、全く明記しないか。どちらがよろしいでしょうか。この運営方法については、冒頭に書いてあるように、数件の審査を行ったうえで見直すということになっています。せっかく議論がありましたから、連携 D/D について明記をして、と の間に、和田委員がおっしゃったように「連携 D/D については、必要に応じて諮問する」という文言を入れますか。では、そういう形で修正をしたいと思います。それでは、他にいかがでしょうか。和田委員。

**和田委員** 形式的なことなのですが、2 の審査方法の で、10 営業日以内に担当委員が検討結果を提出するということでした。これは確か最初の説明では、2 週間ごとの水曜日に審査会をやるという前提でこういう決まりがあったと思うのですがけれども、今回のように月曜、水曜というように曜日を違えることにしますと、必ずしも 10 営業日以内にはならないことのほうが多いとか、原則 10 営業日にはならない。ですから、運用の問題かもしれませんが、もうちょっとフレキシブルな書き方をしたほうがいいかなと思いました。

**村山委員長** 場合によっては短くなったり長くなったりするということですか。

**和田委員** ですから、2 週間ないし 3 週間というような。

**村山委員長** そのあたりはいかがでしょうか。

**上條** 先ほどの審査会のスケジュールとの関係ということなのですが、今想定しているのは、審査会は月曜日と水曜日をその月のカレンダーを見ながらセットするということになるわけですが、審査会をかけた瞬間にすぐ答申してもらおうのかというと、多分そうではないだろうと思っています。諮問をしてから、その次の審査会のときには、今想定しているのは、事業部の人来てもらって案件を説明してもらおう。それ以前にちょっと読んでおいてもらって、質疑応答をもらうというセッションを 1 回やります。それは多分、まだ見解書が出ていない段階だと思います。見解書を作るには、最初のレポートや私どもの審査した案を 1 回送ってから、

多分時間がたつと思うのです。多分1か月ぐらいたつと思います。ステークホルダーの意見が出て、それを相手国の事業を担当する部署の責任者が見て、こういう見解書にしようということを、そこで決裁を取ってから、JICAの方にこれで出しますと頂くには、多分1か月ぐらいたってしまうと思うのです。

私どもとしては、見解書を皆さんにお渡ししたら、10営業日以内には書いてくださいと。それも踏まえてそのように考えていますので、これは10営業日以内のままでいいのではないかと考えています。

**村山委員長** 審査会がいつ開かれるかによらず、各委員に書類が送られたら10営業日以内に審査室のほうに回答を頂くと。かりに審査会が少し遅くなって開かれる場合にも、事前に頂いておけばそれなりに準備もできますので、表現としてはこれでいいのではないかと私も思います。2週間で本当にご回答いただけるかどうか、そちらのほうはちょっと心配ではありますが。そういう形でよろしいですか。

**杉前委員** 諮問対象の のところですが、表題で諮問対象と書いておきながら、「諮問とは別に」と文頭に出てくるので、どうも文書が不自然なのですね。ですから、これは「諮問とは別」ではなくて、全体をただし書きとして「ただし、カテゴリA案件については、要請確認段階でコメント案を協議する」というような形にするか。あるいは にカテゴリA案件についての記述があるので、 の中に入れた方がいいのではないかと色々考えたのですが、 に入ると、わかりにくくなる。「ただし、」あるいは「なお、」そういう表記が適切ではないかと思っています。

それから、細かいことですが、審査会の開催は第2月曜か水曜の午後2時云々のところですが。これは正しく「月曜日あるいは水曜日の」というように修正すべきではないかということです。

**村山委員長** それでは、まず先ほど和田委員からご提案があった2の審査方法の、「10営業日以内」というのは、こういう表現でよろしいですか。はい。

それから、今ご提案がありました、1の諮問対象と言っておきながら、で「諮問とは別に」というのは表現として適切ではないというお話です。ここはどうしましょう。はやめて「ただし」というようにしますか。それでよければ、そのような表現で修正をしたいと思います。それから、3の は「月曜あるいは水曜」でよろしいですか。それでは、「月曜か水曜」というのを「月曜あるいは水曜」にしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

**富山** 「月曜日」「水曜日」と。

**村山委員長** では、「月曜日あるいは水曜日の午後2時から午後5時」と。

**杉前委員** 「あるいは」ではなくて、「または」ではないですか。

**村山委員長** 「月曜日または水曜日」でよろしいですか。他にございますか。

**杉前委員** 細かい話になりますが、ちょっと戻っていただいて、設置要項案の目的のところ、「環境社会配慮審査会(以下「審査会」という)」としていますが、正しくは「(以下、「審査会」という。)」が普通ではないかと思っています。

**村山委員長** 柳委員、いかがでしょうか。

**柳委員** はい、普通はそうですね。

**村山委員長** では、今の点はせっかくご指摘がありましたので、「(以下、「審査会」という。)」と修正をしたいと思います。この際ですので、他にも何かあれば、大体よろしいでしょうか。

それでは、設置要項案と運営方法案は、今ご指摘いただいた点を修正したうえで、お認めいただいたというふうにさせていただきたいと思います。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、2番目の議題の要項と方法についてはご意見を頂きましたが、業務フローについては。

**上條** フローの変更箇所を確認する意味で、その部分を説明します。フローの4ページ目のところですが、M/PとF/Sのフローの表です。前回の資料と変わっているところは1箇所だけです。の「事前評価調査段階(カテゴリAとB案件)」と書いてあるところですが、審査会の列のところに「A案件報告」というコマを入れました。4ページで修正したところはそこだけです。

5ページは何も修正してありません。

6ページは何も修正してありません。

7ページ、これも先程と同じですが、「事前評価調査段階(カテゴリAとB案件)」のところで、これは連携D/D以外のD/Dですが、「A案件報告」というマスを入れてあります。7ページの修正をした部分は以上です。

8ページの無償資金協力のところですが、これは下の「基本設計調査(カテゴリAとB案件)」と書いてあるところですが、そのところにも同様に「A案件報告」というマスを入れてあります。8ページの修正点は以上です。

9ページの技術協力プロジェクトのフローは、何も修正してありません。

10ページも何も修正してありません。

**村山委員長** 今のような形で、A案件について報告するというのを幾つか明記したということです。フローについて何かご質問、ご意見ございますか。大体よろしいですか。実際に案件を審査いただくと、多分こういうフローが現実味を帯びてくると思うのですが、まだ始めておりませんので、実際にやってみて、こういったフローでいいかどうか、またご検討いただくという機会があると思います。それでは、2番目の議題はこのような形で終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番目の議題に入らせていただきます。プロジェクト研究「開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究」といった研究がございましたので、そのご報告を頂くということです。

**中村 中村** JICA 社会開発部第三グループのグループ長をしております、中村と申します。社会開発部の第三グループは運輸交通分野の技術協力プロジェクト、それから開発調査、その他、専門家派遣等全般を実施しております。現在、約150件以上の個別の運輸分野の案件を所管しております。



その中で今日ご説明させていただきますのは、「開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究」についてです。これは、4月1日より新しいガイドラインの導入ということになったのを受け、ガイドラインの理念を実務に反映していくための勉強をした結果でございます。3月ぐらいから始めまして、計5回ぐらいの研究会を開催し、この9月までに大体原稿としてはまとまっておりまして、現在最終原稿をチェックしている段階でございます。完成した折には報告書として公開し、またウェブサイトにも掲載していこうと思っています。中身ですが、まず2ページほどめくっていただきますと、と書かれているところがあるかと思えます。「本報告書の位置づけと取り扱いについて」についてご説明します。この基礎研究はガイドラインの運用の中でも特に、M/P、F/Sといったものを扱っております。開発調査がJICAの事業の中でも特にガイドラインの活用という意味では頻度が高いということ想定しまして、開発調査を主なターゲットとしてガイドラインの運用のための検討を行いました。しかしながら、検討している内容といえますのは、ステークホルダーの協議の在り方や代替案の検討の在り方といったものでございますので、他の事業についても共通で参考になる資料と考えております。

この文章の4行目にございますように、この基礎研究の報告書の位置づけについては、「ガイドラインの理念を実際の案件に取り込んでいくための参考資料と位置づけられる」ということで、この基礎研究の結果そのものがガイドラインというわけではございません。これはガイドラインを最大限に解釈し、こういう運用があるのではないかと、あくまでも実務者の助けになるような参考資料を想定しています。

ここで申し上げます実務者というのは、すべての関係者と考えておりまして、JICAの職員のみならず、委託を受けて実際の調査を実施されますコンサルタント企業の方、あるいは現場サイドでいろいろかわる専門家の方々、あるいは新規の案件を検討されるような方々の参考資料に使っていただければと想定しております。

幾つかテーマを絞ってこの基礎研究は実施しておりまして、特にこのガイドラインの運用上、勉強しておいたほうがいだろうと考えられる5項目を取り上げて検討してまいりました。まず、一つめがM/P段階における戦略的環境アセスメントの取り組み、2番目がカテゴリ分類の実務、3番目が代替案の検討方法、4番目がステークホルダーとの協議のあり方、5番目が相手国の意思決定プロセスです。当初、(1)から(4)までを想定しておりましたが、この研究会の委員の方々より、我々の環境社会配慮支援の取り組みというのは、相手国の意思決定プロセスに反映されてこそ意味が出るということで、意思決定プロセスへの反映を一つの項目として取り上げるべきだというご意見が出たことから、最終的にはこれを含め5項目について検討結果を取りまとめております。

1ページをお開きいただけますでしょうか。ここに「研究会の目的及び検討の経緯」とございます。2番目の「研究会での検討事項」というところをご覧くださいませでしょうか。ここに、検討会で主に取り扱った項目について書いております。今、申し上げましたように五つのポイントに焦点を置きまして、それぞれのポイントに対して整理をしておくべき項目を洗い出し、それに対していろいろ解釈を加えながら、あるいは過去の事例等も分析しながら、この項目に

対する取り組みというのはこういうことなのだろうというような取りまとめをしております。そして、そういったものに対して研究会のメンバーの方にいろいろご意見を賜り、最終的な報告書としてまとめております。中身については別途、本文の方でご紹介させて頂きたいと思っております。

研究会のメンバーの方は、ガイドラインの改定委員会にご参加いただいた方の中から、共同議長を務めていただきました原科先生、それから今回この審査会にも参加いただいております村山先生、同じくこの審査会にお入りいただいておりますメコン・ウォッチの松本代表理事、他、ここにいらっしゃるようなメンバーの方に研究会に入らせていただきました。

特にこういったガイドライン改定に関係頂いた方、それから実際現場ではコンサルタントの方が調査等を管理されることが多いということで、海外コンサルティング企業協会の環境部会の方にご協力いただき、多くの方に参加をしていただきました。したがって、コンサルタント関係の方からも多数ご意見を賜っております。

4ページをごらんいただけますでしょうか。4ページ以降、詳細は省略させていただきますが、11ページぐらいまでずっと書かれているのが、各検討事項に対して参加された方から頂いたコメントでございます。こういったコメントを反映する形で、本文のほうを最終的には調整しております。

駆け足になりますが、それでは本文のほうを少し紹介させていただきたいと思っております。12ページからが本文でございます。構成としましては、先ほどの五つの項目に対してさらに検討しておくべき事項を洗い出して、それぞれに対して解釈をし、そしてそれがどのように取り組みたいのかということを整理しました。ここにありますように、四角のところには各検討すべき事項を入れまして、必要に応じて、これはこういうことではないかという解釈を入れ、その解説を下のほうに記載するという形でございます。

例えば、13ページをごらんいただきますと、これはガイドラインの中では、「可能な限り戦略的環境アセスメントの考え方を導入し」というような書き方がされておりますけれども、実際に開発調査を実施するうえでSEAの考え方を導入するというのはどういことをやればいいのかということが、私ども実務の中ではやはり悩ましいことでございます。そういう意味で、この四角にあるように、この4項目を意識して取り組むことではないかということを整理しております。それに関連するような内容の解説が下の欄にございます。

それから14ページには、私どものほうの開発調査について、調査によってもいろいろな分野でやっているため、分類をして、それぞれどのような取り組みがSEAという視点から望まれるのかというものを整理しております。若干ご説明いたしますと、この14ページの表は左側に大分類がありまして、マスタープランを大きく二つに分けております。一つはAと書いてあります「地域総合開発計画マスタープラン」で、これはリージョンレベルの開発計画であるとか、かなり大きな対象を想定したものでございます。それに対して、例えば道路セクターや保険セクターといったようなセクターレベルのマスタープランもございます。全体を大きくこの二つに分けました。

さらにBのほうにつきましては2種類に分けており、B-1「全国及び特定地域、流域を対象にし

たセクター開発的なマスタープラン」もありますし、B-2「コアプロジェクトを対象とした拠点開発計画」というものもあります。コアプロジェクトというのは、例えば新しい空港を作るとか、かなり大規模なハードを計画するといったようなものが区分されるかと思えます。

いずれにしても、そういったマスタープランの対象の違いによって色分けをしながら、その中でどういう検討をしたらいいのか、あるいはSEA という視点でどのように反映していくのか、その中で代替案の検討、それからステークホルダーというのはどのように想定されるのかといったものを整理したのが、この14ページの表でございます。そういう形で参考資料として整理している次第でございます。

そして15ページをごらんいただきますと、これは具体的なイメージということで、なるべく過去の実績を取りまとめるようにしています。残念ながら、SEA という意味では、JICAの過去の実績の中に明確にそういう取り組みをしたものがなかなか見つからなかったもので、世銀の実績を調べたものを載せております。これはインドのグジュラートというところの高速道路のプロジェクトですけれども、この中で世銀がどのような取り組みをしているかということを具体的なイメージとして示しております。今、申し上げたように、基本的には検討すべき項目に対する解釈と参考の解説、それからなるべく具体的な事例を紹介するという形で、報告書をまとめております。

同じように、具体的なところだけご説明させていただきますと、例えば19ページでございます。これもSEAの取り組み項目ですが、世銀のSector EA、あるいはRegional EA というものがSEAのコンセプトを導入した環境社会配慮という形で言われておりますので、これがどういうことなのかということをご整理しております。以下、世銀の取り組みについては19ページから24ページぐらいまで整理をしております。22ページ、23ページにつきましては、世銀について調べた結果、9件ぐらいだったと思いますが、具体的にどのようなことを実施しているのかというのを調べております。こういったものが我々の調査にも参考になるのではないかという趣旨でございます。

それから25ページですが、これもSEAの項目の一つでございます。「SEA実施コストの許容範囲」と書いてありますが、SEAに取り組むうえで具体的にどのようなことを調査上工夫していかねばいけないのかということで、具体的に配置すべき団員や、どういった検討をすべきなのかといったことを、ここでは提示しております。

26ページの表におきましては、具体的に私どもが業務指示を作る際、あるいはどのように我々の取り組みの中でインプットしていくのかといったものを整理しております。具体的なイメージとしては、26ページの下にありますように、イシククリ地域総合開発計画を紹介しています。これはオンゴーイングで動いている案件ですが、これもガイドラインを意識しまして、調査途中段階にて軌道修正しまして、SEA的な考え方を盛り込みながら今進めている案件でございます。この事例において、SEAのためにどのぐらいの投入でどのような考え方で取り組んでいるかを参考までに紹介しております。

ただし、結論から申しますと、SEAは総合的な取り組みになりますので、特定の団員だけではなく、調査団全体の中でトータルで取り組むことにならうかと思えます。したがって、ここで

示しているのは、一つの参考として SEA の実施のために特に配慮しなければいけない団員、投入量を示しております。

28 ページからは、二つめの項目のカテゴリ分類について整理しています。カテゴリについては、早い段階から分類をし、見直しをしていくという考え方になっているかと思いますが、そもそも関係者がカテゴリ分類をどのような方で行うのかというのは、非常に難しい問題でございます。

この下にもありますように、例えば数値的な基準があれば明確に分かるわけですが、ガイドラインの改定のときも、これは数値的なものを示すべきではなく、あくまでも総合的な評価を状況に合わせてしていくべきだろうという考え方が結論でしたし、この基礎研究の中でもやはり同じような結論になっております。しかしながら、これだけではカテゴリ分類をどうしていくのかということが分からない面もありますので、カテゴリ分類をしていく判断基準をどこに設けていくのかという項目について、ここではある程度整理をしたつもりです。各関係機関、他のドナーがどういう判断をしているのかといったものも整理しております。

少し飛びますが、34 ページから「参照基準」というものがございます。定性的にはなりますが、カテゴリ分類に非常に関連があると思われるような項目を、各ガイドラインを持っているドナーが示しておりますので、そういったものを整理しております。具体的には 35 から 37 にかけて、JICA、JBIC、世銀、ADB のガイドラインを比較しております。書きぶりの違いというものが大きなところでございまして、どのガイドラインがより精緻であるということよりは、少し書き方が違うということだと思っております。いずれにしても、四つ並べることで参照基準の参考になるのではないかと考えております。

それから 42 ページに進ませていただきます。これは三つめの項目の代替案ということでございます。これにつきましては、このガイドラインの中でも非常に重要な項目だと理解しておりますが、問題は、やはり質の高い代替案を議論しなければ、数だけでは意味がないということですので。代替案というのは一体どのように想定し、どういう検討をしたらいいのかということが、このテーマでございます。

42 ページの箱の(2)にありますように、代替案の種類は三つぐらいに分かれるのではないかとことです。1 番目としては、「プロジェクトを実施しない案。ガイドライン等についてもプロジェクトを実施しない案を一つ含めるということが書かれておりますから、これを一つ入れております。それから、「プロジェクトを実施しないが現状の問題に対して改善活動がみられる案」。それから、「プロジェクト実施に関わる代替案」ということで、ガイドラインとしてはこの三つです。

研究会の中でもいろいろご意見がありましたのは、最初から固定されたような、例えばダムありきのような延長上で考えた代替案というのは、そもそも代替案の幅がないということで、ステークホルダーのほうの選択肢も非常に狭まってしまいます。代替案というのはやはり、そういう選択肢がきちんと確保されるようなものが提示されなければいけないと、ご意見として賜っております。そういった視点をなるべく整理するように考えております。

以下、43 ページ、44 ページあたりですが、セクター、調査の種類に応じて、どういった代替案

が考えられるかということをおよそ可能な限り提示しております。これにつきましても、44 ページの後半にあります。具体的なイメージということで、現在実施しておりますキルギスのイシククリ地域総合開発の調査を事例として掲載させていただいております。

同じように、事例としては 46、47 ぐらいまで実際の案件を掲載しまして、代替案について整理をしております。

続きまして、53 ページでございます。今申し上げたのは代替案のクオリティについてですが、もう一つ、代替案をどう評価するのか。私ども実務から言えば、非常に難しい問題だと思っております。特にステークホルダーの意見というのは分かれることもございますし、いろいろな立場で、いろいろな重みもあろうかと思っております。この項目では、その中でどのように代替案の評価軸を選定していくかといった議論をさせていただきました。

例えば 54 ページでございますが、ステークホルダーといってもかなり幅があります。ここに示されるように、発言力が大きいステークホルダーもあれば、発言力が小さいステークホルダーもあるかと思っております。また、横軸に入れましたような環境社会面の影響を受ける度合いが大きいステークホルダーと小さいステークホルダー、それぞれいろいろなステークホルダーが想定されています。

そういった方の意見をきちんと評価しながら代替案に対して優劣をつけるということは容易なことではなく、確定的な結論がここにあるわけではありませんが、いろいろな代替案を正当に評価するうえで必要な視点を整理しております。一つの側面としては、経済評価というような部分も入れており、これは後ろのほうになりますけれども、67 ページあたりには、従来の内部コストだけではなく、外部コストとして扱われていたものでもきちんと評価をし、必要に応じて内部コスト化を図り評価していかなければならないという点も含めて、環境コストという視点を若干整理いたしました。

飛ばしまして、次に 75 ページでございます。これは四つめの項目ですが、「ステークホルダーとの協議のあり方」についてです。これはすでに代替案でお話ししましたが、代替案の検討と非常に密接する項目ではありますが、一つステークホルダーという形で項目を別にする、重みのあるテーマだろうということで分けております。ステークホルダーの範囲がプロジェクトの状況において非常に変化があらうかと思っております。ガイドラインの中では、概念としては書いておりますが、実際のプロジェクトの現場ではこの辺をかなり分析したうえで必要な配慮を定めていく必要があるだろうということで、いろいろ議論をしています。これは恐らく一つのプロジェクトでも、意見を受けなくてはならないステークホルダーの範囲はステージによっても若干変化があるのではないかと思います。

具体的には 76 ページにあります。これも現在オンゴーイングで実施している案件です。カンボジアの第二メコン架橋建設計画というプロジェクトがございます。この具体的な事例に基づき協議をしております。この場合は、77 ページの表にあるようなステークホルダーと称する方を招聘して実施しております。この中身は各国の研究会などでいろいろご紹介いたしまして、ステークホルダー協議の難しさというものもやはり現場ではかなりあるということを確認しております。

それから、78 ページです。同じくステークホルダー協議をする際に、どういうテーマ、内容でやる必要があるのかということに関して整理をしております。各段階に応じて協議の目的も変わっていくのではないかとということで、ここに示す表のとおり、各段階でのステークホルダー協議の目的、そして協議すべき内容といったものを整理しております。これも、併せて79 ページにございますように、カンボジアの第二メコン架橋で実施した例を研究会でご紹介し、議論をしております。

それから 80 ページです。これはステークホルダー協議の延長上だけで議論できるものではないかもしれませんが、一つ、この環境社会配慮ということに関して相手国側の負担をどう考えるのか。基本的に環境社会配慮そのものは、ガイドラインの指針としましては、あくまでも相手側政府が実施するものであり、JICA のかわり方はそれを確認、支援する立場でございます。したがって、この経費の負担につきましても JICA のほうですべて見てしまうと、先方のお話と違うというようなマイナスの方向に行く面もございますので、そこは注意深くやらなければいけないと思っております。

ただ一方で、ここは研究会の議論もありましたが、逆にそういう経費を相手にゆだねたために、本当は参加しなければいけない、ある程度お金のないステークホルダーの参加が阻まれるというようなこともありうるだろうと。ですから、ここはやはり状況に応じて考えていかなければいけないという結論になります。相手国のオーナーシップを失わせるようなことはできませんが、意義あるステークホルダー協議をやるための経費負担というのは、現場の状況に応じて考えなければいけないということが、研究会の議論でございました。

また少し飛びまして、88 ページでございます。これは最後のテーマでございます。86 ページからなのですが、先ほど申し上げました研究会の委員の方からご意見を頂いて、一つの項目として独立させた項目でございます。「相手国の意思決定プロセスへの関与」という項目です。これは 88 ページに概念図をかいております。特に戦略的環境アセスメントということ想定しますと、この図の左側にありますように、ポリシーレベルから入りまして、プラン、プログラム、最終的にプロジェクトという段階に、開発調査的な取り組み、技術協力というのはこういうステージにかかわる可能性を持っているというものを、模式図で示したものです。

当然、ポリシーの上半分は、JICA の技術協力の中で、もちろんかかわれない部分であろうかと思えます。ですから、ポリシーの半分より下のところの一部を、この技術協力の、特にマスタープランレベルでの取り組みではかかわってくる可能性があるだろうと思っております。こういった部分をとらえていく必要があるということを認識したうえで、マスタープランレベルでの取り組みをしていくということを、ここでは整理しております。

それから、こういった環境社会配慮支援も含めて実施したものが、きちんと相手国の意思決定のプロセスに乗るためにどうするかということで、一つ重要なポイントが 89 ページにあります「ステアリングコミッティのあり方」ということになっています。通常、調査等を実施する場合には、相手国の中に関係機関から成る、あるいは関係する有識者から成るヒヤリングコミッティというものを設定しまして、調査のプロセスにおいて説明、あるいは討議をする場を設けております。ステアリングコミッティが一つの調査で実施したことを反映していく役割を持つ

という意味で、このステアリングコミッティがきちんとしたメンバーで構成されていくことが、正しく環境社会配慮調査の結果を相手国の意思決定に反映させるうえでは必要だろうということで、こういう項目を整理しております。

以上、足早にご説明させていただきましたが、5項目につきまして整理をし、なるべく実務とのインターフェースを考えましてまとめております。これがすべてだと考えているわけではなく、これは第1弾として考えておりますし、また運用の中でいろいろ出てくれば、併せていろいろな検討をしていきたいと考えている次第でございます。

また、これをなぜ社会開発部がということですが、基本的にはJICA全体として活用できる参考資料だと思っておりますが、私ども社会開発部の運輸交通分野といいますと、恐らく想定されるカテゴリAの案件の半分ぐらいは私どものほうになるのではないかとこともありまして、こうした研究をやった次第でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**村山委員長** ありがとうございます。ガイドラインはかなり一般論を書いていますので、それを具体化するために、先ほどありました五つの件、M/P における SEA の在り方、カテゴリ分類、代替案、ステークホルダーとの協議、最後に今お話がありました相手国の意思決定プロセス、こういった観点から研究会が開かれたということです。まだファイナルの報告書というわけではないのですが、大体このような形でまとまっていくということです。

少し手短にご紹介いただいたということで、すべてをご理解いただくというのはなかなか難しいかもしれませんが、今の時点で何かご質問、あるいはコメントがもしもありましたらお願いいたします。

**満田委員** 非常に素晴らしいご努力だと思って、感銘を受けております。こういうものを作っていくって、実際に適用していくということが非常に大事なことだと思っています。一つお聞きしたいのは、こういった知見を積み重ねられて、例えばS/Wの書き方などにどのように反映させるかというような議論はなされたのですか。

**村山委員長** いかがでしょうか。

**中村** ご指摘のとおり、この基礎研究が今最終チェック段階なので、まだ具体的にはなっていないのですが、まさにS/Wのところから始まりまして、そういったものに反映していくためにこういった参考資料を使っていきたいと思っております。

**村山委員長** 松本委員。

**松本委員** どういう立場で発言したらいいのか分かりませんが、僕も研究会に加わっていたので。今の満田委員のご指摘に対してですが、とても重要なことだと思うので、ぜひ読んでいただければ分かります。例えば6ページにおいて、これは自分が議論をしたところなので覚えているというだけですが、3.2「調査段階別の項目、考え方、検討方法」というところで、代替案の検討について議論しました。そこで私が質問したのは、代替案というけれども、例えばすでに相手国政府にあるプロジェクトを作る段階での条件づけがあるというような場合が想定されるわけです。つまり、JICA の開発調査で一から代替案を本当に検討できるのかどうか。当該国政府がすでに決めた、ある程度のフレームワークがあって、その中で代替案を考えなけ

ればいけないのではないかと、そういう場合があるのではないかとというような議論をここでしました。そこで事務局側から、「代替案検討の前提条件は、S/W 締結時に議論されると考えている」というのが、最初の四角の中にあります。

我々がここで審査会の仕事をする中で、この研究会報告が、S/W の段階で何が議論されるのかというようなことの参考にもなると思うので、ぜひ今の満田委員のご指摘のようなポイントに気をつけながら、一読していただければと思います。私自身、参加していて、まだまだ時間が必要だと思っていますし、この審査会での経験をさらにもう一度こういう形でフィードバックする必要もあると思っています。

**村山委員長** 満田委員。

**満田委員** 相手国の実施機関の対応がポイントになると考えています。こういった整理やこういう配慮のポイントなどは、相手国の実施機関とシェアする機会というものは今後持たれるのでしょうか。例えばこの報告書の発表会みたいなことを相手国で行うとか、そういうことはお考えでしょうか。

**中村** 実は研究会の最後にこの英語版を作成したらどうかというご意見が出ておりました、私どもが検討しなければいけないことになっております。これは、とりあえずこのガイドラインを遵守しなければいけない JICA の職員をはじめとしまして、関係者の方の一時的な参考資料としてまいりましたので、もし相手国に提示するのであれば、少し内容などを精査しなければいけない部分もあるのではないかとということもあります。そこはまだ結論を出し切れていないところがございます。ですから、少し消極的になるかもしれませんが、これを直接相手国側に説明するというよりは、これを理解して S/W の協議等に反映していくという形は徐々にやっていけるのではないかと思います。

**村山委員長** 柳委員。

**柳委員** 恐らく在外事務所に情報をしっかり提供して、その在外事務所でのような考え方が十分浸透するようなことをやらないと、それは相手国に伝わらないと思います。そういう意味では、在外事務所の役割というのは、環境配慮ガイドラインだけではなくて、こういった具体的な SEA という考え方、それからそれが援助にどう結びついていって、具体的に審査にどうかわってくるのかということが理解できるような勉強会なりをかなりやらないと分からないのではないかと、ちょっと危惧しています。取り組み自体は、こういうことをやられているというのは始めから知っていました。そういう意味では非常に勉強になります。

**富本** 今ご指摘いただいた点につきましては、まず少なくとも JICA の内部、職員も含めて、担当職員やいろいろ関係する部局の職員の研修、それから在外事務所では評価ということですので、それから、中での在外事務所に対するこういう情報のシェアの徹底、それから、在外に赴任するときの職員の研修等にもこういったものを織り込んでいきたいと思っています。同時に、相手国政府の担当するような省庁、環境省なり公共事業省というところの、環境あるいは社会配慮面を担当する人たちの研修ということも、国内、国外を含めて検討しています。一遍にはなかなか難しいので、重点的にやっていきたいと思っています。特にインフラ案件が多く出てきそうな国を中心に、そうした面についての配慮をしていきたいと思っています。



**村山委員長** 今回の研究会では、現実に適用できる部分も相当あるのですが、かなり理想的なことを言っているところもあります。例えば、経済的な評価を比較検討するというようなところも、実際、環境経済学で言われているような文言は確かにあることはありますが、そういったことが本当に適用できるかどうかというのは十分吟味しないといけない部分があると思います。そういう意味では、いろいろな可能性がここで提示されているとは思いますが、具体的にやっていく場合は何か別の形、このアウトプットをエッセンスとしてさらに吟味したようなものを、パンフレットとか、あるいは日本で言うと技術指針のようなものでまとめて、柳委員がおっしゃったような形で各事務所に配布するといったことが必要なのかもしれない。

**富本** 今日、このガイドラインの基礎研究の案を中村さんからご説明いただいた趣旨は、まず一つは、審査会の皆様に、こういう活動をしておりますことと、その中身についてよくご理解いただきたいということです。これ以外にも幾つか JICA にも、セクター別のガイドラインとありますが、どういう形で環境に配慮したらいいかという参考資料がございます。それから、今日は柳先生からも一つ資料を示していただいたものですから、そういう参考資料をできるだけ多くシェアしていきたい。これから具体的な案件を一つ一つご検討いただくうえで、どういった考え方で、どういった基準でということについてご理解いただきたいという趣旨でございます。

**村山委員長** 平山委員。

**平山委員** 半分はお願いのような形になるのですが、折角このような立派な報告書を作っただけなのであれば、事例について、例えば付録のところでもう少し詳しい内容のものをつけて頂くというわけにはいかないのでしょうか。もう今の段階では遅いのでしょうか。そういうものがあれば、勉強させていただくときに、例えば世銀はこういう時にどう考えた、この国はどのように反応した、そして結果としてどのように落ち着いたということが、かなり生の形で伝わってくると思うのです。

先ほど委員長もおっしゃったのですが、ここで考えられているもの、ガイドラインそのものはかなり理想的な形で物が言われ、書かれていると思うのですが、必ずしもそういう形で落ち着くとは思えないのです。特にこの中で相手国の意思決定プロセスに言及している点は、私は非常にいいことであり、鋭いところではないかとも思っておりますが、同時に非常に難しいこととも思います。そのような点については、具体的な事例の中で少し勉強してみるとこういうものがあるというのが分かるような資料が、もう少し充実していればいいということです。

それが例えばウェブサイトに乗っているということであれば、それはそれでもちろんかまわないので、ここにあるということをお書きいただければよろしいのですが。そういう意味で、具体的事例に関する情報は、もう少し充実させていただけないかというのが希望でございます。もう遅いかもしれませんが。

**中村** ご指摘のとおり、私どもは具体的なイメージをつかむためには事例が一番いいと思ひまして、可能な限り載せたつもりなのですが、限られた情報ということと、あえてこのように意識して取り組みをしているのが最近であるということがあります。したがって、あえて

ここでご紹介したカンボジアの第二メコンやキルギスのイシククリというのは、今まさに動き始めた案件を取り上げたものですから、現状ではあまり案件が出てきていないという状況でございます。

世銀のほうは、可能な限り公表されているデータを分析して出ておりますので、ある程度可能なものはあるかもしれませんが、中にはかなりボリュームが……。例えば24ページのタイの電力投資プログラムについては、24分冊ぐらいになっているのだそうです。一応、このエッセンスをこの表に拾い上げたのですが、作業的な問題がありまして、ここの基礎研究の中でご紹介したのは、本当に関係する分野にとどまっている次第です。ただ、ここの整理されたところにアクセスいただければ、可能な部分はあるかと思えます。

他の案件についてどれだけ載せられるようなものがあるかということは検討してみないと分かりませんので、その辺の可能性については今最終的な取りまとめをしておりますので、見ていきたいと思えます。

**村山委員長** 田中委員。

**田中副委員長** 今が第1弾で、第2弾、第3弾ということもありますし、これから先、いろいろ研究をした内容やその適用については検討されていくと思うのですが、この先のことでぜひお願いしたいと思うのが、今もいろいろ話題が出ていますが、相手国政府との関係をどうしていくかといういちばん難しいところです。ケース・バイ・ケースで、やはりかなり柔軟性を持って適用しなければいけないところがあると思えます。そうすると、あまりリジッドな適用基準や運用方法のようなものが出てしまうと、そのことによって、そもそも援助をすること自体に支障が来ると、多分元も子もなくなってしまふ。

ですから、運用の中でどのようなフレキシビリティの可能性があるのかとか、それこそステークホルダーとの協議の在り方の選択肢とか、そういう幅のようなものがいずれは出てくるような運用方法がまとまるといいのではないかというイメージで聞かせていただきました。ぜひそういう方向でお願いできれば、実際に実務をやっている方がたまにだいが楽になるのではないかと思います。

**村山委員長** ありがとうございます。私もSEAや、国内にも少しかかわっているのですが、実際に代替案を検討するという段階になると、相手国ではないのですが、行政の中での違う部局が出てくるという案が出てくるのです。その場合に、そういう代替案で本当にいいのかとか、代替案を考える場合の前提条件がどうなっているかというのは非常に大事な部分だと感じているのです。

そういう意味でいくと、確かに相手国がどの程度まで範囲を考えて、実際前提条件としてどういうことがすでに決まっているのかというあたりを詰めていく段階で、恐らくいろいろな交渉が必要になるのではないかと思います。そういう意味では本当にケース・バイ・ケース。先ほど平山委員がおっしゃったような事例をいろいろ紹介して、その中でここまでやれた事例があるというようなグッド・プラクティスが幾つか出てくると、いろいろな可能性があるのだということが分かってくるのではないかと思います。

実際、例えば22ページ、23ページに世界銀行で紹介されている事例が挙がっています。例え

ばカテゴリ分類というのが22ページの真ん中辺りにありますが、理由が明記されているものはほとんどないのです。それから、23ページの上のほうに代替案の数や検討方法がありますが、ここも、ちゃんと代替案を出しているものもありますが、具体的に書いてあるものはこの中に三つぐらいで、記載がないというものがけっこうあります。これが現実といえれば現実なのです。こういったものを具体的にJICAでやっていく場合に、どこまで進められるかということを考えていく必要があるのかもしれない。

ガイドラインが改定されてから、コンサルタントの方ともお話をする機会があるのですが、日本でもやっていないのに、なぜこういった分野でSEAができるのかというような話が出てきます。実際にそれはある意味で当たっている部分があるので、ある程度こういった資料を使いながら実際のところで運用していく、そこでいろいろな経験を積み重ねていくことが恐らく必要なのではないか。そこから具体的な運用方法が確立されていくのではないかと私は思っております。

田中委員。

**田中章委員** 代替案が多分このキーポイントになるのかなと思います。確かに代替案が出てくる過程を考えると、途上国のようなところで代替案が出てくるというのは非常に考えにくい。やはり先進国のいろいろな主体があって、いろいろな責任を持っている官庁がやり取りをする中で生まれてくるものです。例えば2番の代替案などです。

それはいいとして、生まれてくる過程を考えると代替案という言い方でいいのですが、環境アセスメントで、出そろった代替案を我々が見るときは、複数案のような意味合いで、公正に、一つ一つにバイアスがかかっていないということで見なければいけない。翻訳もされるということですが、やはり英語の「オルタナティブ」と日本語の「代替案」とはかなりニュアンスが違うので、日本語のブックが一人で歩いていくとかなり違うニュアンスで受け取られてしまうのではないかと。ですから、ここは複数案というように全部統一したほうがいいのではないかと。ということが一つあります。

それからもう一つは、戦略的アセスメントという話で、ここにプロジェクトレベルEIAというものがありますが、日本で今言っているSEAというのは、このプロジェクトレベルアセスメントのSEAなのです。ですから、日本語で言う戦略アセスのレベルと欧米で言うSEAのレベルは一段階違うということを、やはりどこかで明確に理解して、このプロジェクトレベルEIAの中でも、ちゃんと複数のオルタナティブもノーアクションというものもすでにされているわけです。日本で言うとそれがSEAになってしまうのです。ですから、そのあたりは翻訳するときに言葉の使い方を注意されたほうがいいのではないかと思います。

**村山委員長** 最初におっしゃった代替案と複数案の違いを、少し明確にご指摘いただけますか。

**田中章委員** 複数案というのが明確なコンセンサスが取れた言い方なのかちょっと分かりませんが、要するに代替案というのは結局、主案があるというイメージがありますよね。主案があって、それに対して代替案。ただ、実際に代替案が生まれてくる過程というのは、主案がまずあって、それに対していろいろな官庁がそれに対する代替案を出してきたり、NGOが代替

案を出していきます。ですから、形成過程では確かに代替案なのですが、それが出そろって実際にアセスメントにける場合、その重みづけを一回取りはらって勝負すべきだというときは、複数案という主従の関係がない言い方にしておいたほうがいいのではないかとということです。

**村山委員長** 分かりました。それでは2点目のSEAのレベルに関しては、一応この報告書の中では、海外で言っているSEAのレベルとほぼ同じになっているマスタープランレベルでやるということ。日本で言うプロジェクトレベルの戦略アセスというのは、ここでは対象にはしていない。

**田中章委員** そうですね。ですから、日本語で言う事業アセスとプロジェクトレベルアセスメントは全く違うものであるということです。

**村山委員長** それでは他にいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。それでは、まとめましたら各委員の方がたにお配りするということになりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。それでは3番目の議題はこれで終わらせていただきます。続きまして4番目、環境社会配慮審査室の活動状況報告をお願いしたいと思います。

**上條** それでは、資料の最後の11ページ目、A4の1枚のものです。この1か月ぐらいに審査室でどのようなことをやったのかということを、簡単にご報告しようと思います。審査ですが、これは審査会の諮問対象とは考えていないのですが、B案件とC案件のものを、この1か月の間に4件審査しました。

一つめが、モンゴルの首都ウランバートル市で廃棄物管理システムの改善計画というものが今あります。これはカテゴリはBとしています。私どもの組織の中では地球環境部が担当しておりまして、今は事前評価調査の段階です。その事前評価調査の結果というものが私どもに上がってきて、それを見ました。

内容は、ウランバートルの市内には二つ廃棄物の処分場があります。ただ、これといった処理をされていないということでした。そこを改善したいということと、あと1か所新しい処分場を造りたいという内容です。この事前評価調査をもとに、環境社会配慮面を担当する団員の方も行きまして、予備的なスコーピングを行いました。

そこで、ここに書いてあるような住民移転や公衆衛生、地下水、生態系、景観、大気汚染、騒音と振動、悪臭について、すごく大きな影響ではないけれども、限定的な影響があるだろうという結果になりました。新しい処分場の建設の候補地は市内から20kmぐらい離れたところで、今は公有地で、草原で、人は住んでいません。これは非常に簡単に書いたのですが、このような調査結果が上がってきました。

その予備的なスコーピングの結果を見まして、日本と事情が違うわけですが、草原の中で今そこに住んでいる人はいないということもありまして、カテゴリBと私どものほうでは判断しました。本格調査に当たってはカテゴリBとして対処してくださいという指示をしてあります。事前評価調査の中では、情報公開と住民参加の方法のことに記載がなかったので、先方は了解しているということですが、具体的な方法について、本格調査の中でスコーピング段階のときに協議してくださいというコメントをしました。この調査結果はJICAのホームページに載せてあります。

次はフィリピンですが、空港の整備調査プロジェクトというものです。これはマスタープランのほうで、カテゴリはCとしました。主管は社会開発部が担当しておりまして、これも同じように事前評価調査段階です。これは当初、6月に一度カテゴリ分類をしたのですが、その段階ではBではないかという判断をしていました。しかし、調査をしましたら、対象は既存の空港のみだと。特にその中でも運営管理の改善を行うものだと。特に安全面に焦点を当てたいということでした。何か新しい空港のことをマスタープランの中で提案するというようなことは入らないと。そこで担当する方に、また予備的なスコーピングをしていただいたのですが、すべての項目で特に影響はないだろうという結果でした。

私どもはその結果を見まして、既存の空港の中でマニュアルを作り直すとか、台帳を整備するとか、あとはセキュリティの方法を提案するなどということだったので、環境社会面への影響はほとんどないと判断いたしまして、Cとしました。これも報告書はウェブサイトに乗っています。

次の2件が無償資金です。一つめは、東チモールのディリという首都の港の改修計画です。これはカテゴリBとしました。今、予備調査がかかっていまして、そのスコーピング段階です。港の中に今、長さが240m、幅が20mの埠頭があるのですが、その改修を行いたいということです。この埠頭を大きくするといったことは入りません。今ある埠頭が非常に劣化しているので、それを改修したいというプロジェクトです。

これもスコーピングをしてもらいまして、その結果、改修した後に埠頭の残骸というのでしょうか、そういう廃棄物が出るだろうということと、工事期間中にそのあたりで粉塵が起きるだろうと。それから、今そこに停泊している船があるのですが、工事期間中は停泊できなくなるだろうということです。ただ、それは限定的であろうという結果でした。私もそれを見まして、カテゴリBでいだろうと判断しました。このあと予備調査の結果が出てきますので、その中ではここで出た影響の項目の軽減策を示してくださいというような指示をしてあります。

最後はホンジュラスです。その道路に今、橋梁が幾つかあるのですが、架け替えの計画です。これも当初はBとしていたのですが、調査の結果を見ましてCとしました。これは予備調査の報告書ができる段階です。中米には、ご承知のようにパンアメリカンハイウェイが通っていて、そこに四つ橋があるのですが、それが古くなったということです。ホンジュラスのほうは、過去いろいろな災害があったということもあって、架け替えをしたいということです。

橋自体はあまり大きなものではないのですが、その立地環境はどうなのかという心配がありました。立地環境の報告もあったのですが、特に人は住んでいないところでした。利用は草地、一部牧草地で、その牧草地のオーナーとも話をしたけれども、特に問題はないという答えだったという結果が来ました。それであれば、ほとんど影響はないだろうと判断してCとしました。この無償の案件二つはまだウェブサイトに乗せていませんが、近々載せる予定にしています。審査結果のほうは以上です。

2番目ですが、これは来年度の新規案件ということで、ガイドラインをフル適用する案件です。過去1か月こればかりやっていたのですが、月曜日(おととい)時点で65か国814件の書類を見まして、カテゴリ分類をしました。カテゴリAについてはガイドラインに書いてあるとおり

なのですが、今、相手国の了解を取る手続きを開始したところです。これもガイドラインに書いてあるとおりですが、相手国の了解が取れたら、事業実施国と地域と事業概要をホームページに載せる予定にしています。公開したあとに、審査会のほうと私どものコメント案件をお示しして、ご意見を頂く予定にしています。

今はとりあえず、どの国のどの案件というところまではご報告できないのですが、スキーム別の内訳はここに書いてあるとおりです。開発調査はAが10件、Bが58、Cが64という内容です。無償資金のほうは、Aが7、Bが71、Cが132です。技術協力プロジェクトのほうは予想はしていたのですが、Aは0、Bが8、Cが464。合計814という結果となりました。この新規案件のカテゴリ分類は今週、来週も引き続きやります、多分最終的には1000件を超えるのではないかと考えています。以上です。

**村山委員長** ありがとうございます。下の表は10月25日現在ということですね。

**上條** そうです。

**村山委員長** 現状はこういった活動をされているということです。本来は上の表の審査結果は、四つの案件についてはちょっとイレギュラーで、途中からガイドラインを適用しているので、先ほどの業務フローからいくと、こういう報告はする必要はないということになりますかね。ただ、最初なので、こういう形で報告を頂いたということです。

先々のことですが、やはり審査の案件に関しては、開発調査か無償資金かという一つの列と、それが今どういう段階かという列を、分けて書いたほうが分かりやすいですね。

**上條** 分かりました。

**村山委員長** 上の二つが開発調査ですか。

**上條** そうです。

**村山委員長** 下が無償資金ですね。というような状況ですが、何かご意見等ございますか。松本委員。

**松本委員** 二つあります。一つはまさに今、村山委員長がおっしゃった、上の四つはフル適用ではない中でこのように書いていただいているのですが、こういう運用自体、もちろんこのようにやっていただければ参考になるのですが、例えば前年度要請案件を今後こういう形でいろいろ出して情報提供をしていかれるのか、今日は例示として出されたのか。そこのご趣旨を教えてくださいたいというのが1点です。

2点目は、カテゴリA案件については相手国の了解を取ったうえで公開と書いてあって、そのとおりなのですが、ただ、今後も個別案件ごとに了解を取っていくのか、一括して相手国政府とカテゴリAに分類されたものについては公開しますよ、とやられるのか。そのあたりは案件が多いと、公開を毎回相手国政府に求めるというのも手続き的には大変なのではないかと思うのですが、その点については改善をされる予定があるかどうか。2点お願いします。

**上條** 1点目は、私どもは私どもなりに今、審査をしています。これからいろいろな報告事項などもしていくので、こういう具合に、一つのお互いに共通したイメージというものがあつたほうがいいのではないかと思います。ただ、私どもが思っていたのは半年に1回程度、運用を議論しますので、どこかでまとまった段階で、審査会にかけていない案件は、こういうこ

とをしましたという報告をすと思っています。

あと、下のほうのA案件のことですが、これは大変ですが一件一件やらないといけないと思っています。例えば同じ国だとしても、案件が違えば所管している相手側の組織も違うので、JICAが「Aだと思いますよ」「だから公開しますよ」「この内容でいいですか」ということを一件一件聞かないと公開できないと思っています。それは時間がかかってしまいますし、1か月ぐらいで返ってくるかどうか分からないところもあるのですが、それは多分文書ベースでのやり取りになってくると思いますので、一件一件時間がかかるけれどもやらなければいけないと思っています。

ただ、要請を取る段階でガイドライン適用することで、スクリーニング・フォーマットの中で「JICAのガイドライン適用で了解しますか」という質問はあるのです。それを見る限り、みんな「イエス」です。「ノー」という国はさすがにありません。今、814件見っていますが、みんな「イエス」です。しかし、そのスクリーニング・フォーマットを見ていると、ちょっと趣旨を間違えているのではないかというものもあるわけです。カテゴリCにしているけれども「影響あり」にしているところがあったり、影響も、いい影響があるという意味でつけているのかなと思うものもあったり。ですから、そこはやはり一件一件聞いて、「Aだけれどもいいですか。JICAとしてはAとしますよ」と要請検討段階で相手側に確認しておくことが、多分その後には事前評価調査に行ったときにもめないということになるのではないかとと思っています。

検討段階でそこのところをある程度簡略化してしまうと、事前評価調査のときに「JICAとしてはAとします」と言っているのを、相手が「いや、そんなことはない。Bだ」といったところでもめてしまうなどということも起きてしまうのではないかとしますので、Aであれば、やはり一件一件、案文をJICAの方で作って、「この案文で公開していいですか」ということを聞くのだらうと思っています。それは、文書ベースで確認するということになると思います。

**村山委員長** この分類は、JICAの内部では了解されているということによろしいですか。

**上條** はい。この分類の仕方をご説明しますと、フローに書いてあるとおりなのですが、要請書の情報が来ますとJICA内で共有化されるわけです。そこで事業部のほうもまずカテゴリ分類しますし、審査室の方もカテゴリ分類します。ですから、今日の資料のフローチャートで言うと、例えば4ページを見ていただくと、「要請確認段階(共通)」と書いてあるところがありますが、そこで環境社会配慮審査室のほうでカテゴリ分類と、課題部のところでカテゴリ分類と書いてありますが、このように二つの部署でカテゴリ分類をします。例えば両方が同じものであれば、関係部協議を今しているところですが、そういうところでただ確認するだけで、例えば「ではカテゴリBでいいですね。両方納得しましたね」ということでオーケーなのです。

しかし、こういうことはあまりないですが、例えばカテゴリAとカテゴリCと分かれた場合には、この関係部協議の場で、JICAとしてはどうしようかという議論をします。そして、審査室は審査室の意見を言って、事業部は事業部の意見を言って、「では、Aにしましょう」とか「Bにしましょう」ということを決めています。

ですから、今ここに示したものは、このフローで言うと、審査室と課題部がカテゴリ分類

をして、関係部協議が終わったところのものです。ですから、JICA 内の調整は 1 回終わっているということです。

**村山委員長** 和田委員。

**和田委員** そのカテゴリ分類に関する質問です。ガイドラインに定義づけがあって、それから、一般的にカテゴリ A にかかりやすいプロジェクトというような表現がどこかにあったと思うのです。一般に影響を及ぼしやすいセクターとして、影響を受けやすい地域の例示とか、このあたりを見て、客観的であるようでないような基準だと思うのです。特に影響を及ぼしやすいセクターというのは、ほとんどのプロジェクトが当たるのではないかと思うくらい幅広いのですが、ただ、その中で大規模なものと特定されています。しかし、何が大規模なのか。例えばこれを見て、私には大規模なのではないかと思えるものが B であったり C であったりということがあります。最終的には、ガイドラインの定義によると環境への影響ということになってしまうのかもしれないけれども、何らかの客観的な基準があるのでしょうか。先ほどのご説明だと、JICA 内部で議論して決めるということだったのですが。

**上條** 私どもも 4 月からガイドラインを適用したときに、カテゴリ分類をどうするのかという質問がいっぱいあって、私たちもこれはある程度指針を示さなければ困るなということで、このような調査研究がなされているということもありますし、例えば世銀のウェブサイトを見ればいろいろな資料があるわけです。あそこにスクリーニングという資料もあります。それはこのレポートの中にもありますが、そういうものを見たり、あとは日本の環境影響評価法の 1 種、2 種指標というものもあるし、各国の EIA 制度もたくさん集めました。その中で A、B、C などという分け方をしているものもあります。このようなものも幾つか資料を集めました。それで私たちは、考え方、カテゴリ分類の仕方というのでしょうか、こういうやり方でやりましょうという紙は作りました。

そこで私どもがみんなに言っているのは、まず相手国の法制度を見てくださいということです。その相手国の法制度を見て、そこで明らかに EIA をやらなければいけないというものであれば、それは A にしましょうというようにしています。ただ、その相手国の法律を見て、EIA は必要とされていない案件があります。それはたくさんあるわけですが、それに対してどう判断しようかということです。

それについては、スクリーニング・フォーマットを作りましたので、チェックが入ってくるので、そこでどんな影響にチェックが入ってくるかとか、立地環境のところのチェックはどんなものが入ってくるかといったものを見ます。あとは世界銀行で、A と B と C でいろいろな事例が書いてありますので、そういうものを見比べたり、あとは日本の環境影響評価法の 1 種、2 種の事例と見比べたりしながら、判断しています。最後のところは値ごろ感のようなものもありますが、完全に線が引けるわけではないこともあって、今の段階では B が多くなっていると思います。明らかに A だとか、10 人いて 10 人みんなが A だねというのは A にしているのですが、例えば 10 人いて 5 人・5 人に分かれてしまうものや、心配する度合いによったり、何を心配するかによって変わってきてしまうところもあります。これは話し合いをしながら、課題部が対応できなければいけないので、課題部の方の意見も聞きながら、最終的には審査室が決め



るということです。

ですから、今はBにしていますが、もし調査に行つて調査を行つたらAになるものもあるかもしれませんし、BだけれどもCだというものもあるかもしれません。ある程度幅はあると思います。そういうカテゴリ分類の仕方という文書をうちの方で作りまして、一応それを内部では配っています。

**村山委員長** よろしいですか。

**和田委員** はい。

**村山委員長** 平野委員。

**平野委員** 今おっしゃったような、カテゴリ分類の過程で議論が分かれたような具体的な事例がもしありましたら、差し支えない範囲でご紹介いただきたいと思いますのですが。どういうところで議論となり、悩ましかったのか。それはどういう考え方で、とりあえず現時点での整理をされたのかということ。今まで814件カテゴリ分類されてきて、頻度の多いものがありましたら、ご紹介いただければと思います。

**上條** やはり悩ましいのは、事業の規模が不明確だとか、立地の状況がよく分からないとかです。資料でよく分からないけれども、分かっていそうな人に電話して聞いてみるとか、その国で以前働いたことのある人に聞いてみるとか、それから、国の担当者に行ったことがあるかということを知るとか、そういうこともしながら考えます。ですから、悩ましいのは立地の環境がよく分からないというときです。

そういうときには、とりあえずBにしています。立地環境に応じては影響を受けるかもしれないと事業部も思うし、私どもも思えばBにしています。それは多分事前評価調査の段階でカテゴリが決まるのではないかと。ですから、立地環境がよく分からないことと、事業の規模がよく分からないというものでしょうか。それが、もし人が全然いないところならCかもしれませんが、人がある程度いて、その中にまた少数民族の人がいるとか、いろいろな情報が入ってくれば、また違ってくるとは思います。

ただ、あまり心配しすぎてAという人もいます。でも、Aとつけてしまうのも何かバランスが欠けるのではないかという意見も他方において、Bにしたりということもあります。例えば零細漁民対象の港を造る計画なのだけれども、事業部の人から言えば、浜辺にいっぱい人がいるだろうと。だから、たくさん人をどかさなければいけないのではないか。そうするとAではないかと言うのですが、それはまだ分からないし、場所をどこかに工夫する余地もきっとあるだろうし、今よく分からない段階で心配だからとAをつけてしまうのは、ちょっと違うのではないかという話を今日もやりました。そういうものは、まだ今の段階はBにしておきましょうと。明らかに大規模な影響が起きてしまうのであれば、それが分かっているのであればAでいいのですが。ですから、今の段階では、AとBの境と、BとCの境が悩ましいという感じです。

**田中章委員** 質問なのですが、そういった立地環境が分からなくて、どのようにカテゴリライズすればいいか分からないというときにとりあえずBにしておくのはいいのですが、そのとき相手国に対して、分からない状況を分かるような資料をよこせということと同時に言う

のですか。

**上條** それは、国（地域）の担当者がいるのです。その国の担当者は窓口をやっていますので、例えばこういう情報が分からないとか、ああいう情報が分からないとうちも言いますし、課題部のほうも言います。

**田中章委員** そうすると、それは JICA の現地の職員が集めてくるのですか。

**上條** そうですね。ですから、またそこで新しい情報を追加という発注を国の担当者がやるわけです。それで新しい情報が来れば、もう 1 回カテゴリを変えることがあるかもしれないということです。ですから、追加情報を得るという作業をしています。

ただ、それも私どもはカテゴリ分類をしているだけではなくて、JICA としてこれはいい案件か、あまりよくない案件かという判断もしていますので、これはあまりよくないということについては、いちいち追加情報の発注はしません。向こうに作業をさせたあげく、やはりやりませんというのはよくないので、これはあまりよくないという案件であればそういう追加発注はしませんが、これは検討に値するだろうというものであれば、追加発注をしています。

**村山委員長** 柳委員。

**柳委員** なかなか難しいというか悩ましいのは、結局、アジアのアセスメント制度自体が、規模要件をどのように取り扱っているのかということについては、制度自体を構築する時に多くの国は、欧米ベースでやっているのです。欧米ベースというのは、規模要件は決めないわけです。しかし、なかに国によっては日本のアセス対象項目の影響を受けている。日本がやってきた閣議アセスで規模要件を定めてやっているものの影響を受けている国があるのです。ですから、そういう国は規模要件を定めているというところがあって、制度的な仕組みが、日本の影響を受けているところと欧米のスキームでやっているところが混雑してあるので、それだけでは判断ができないというところが難しいと思っています。

**田中章委員** 今のお話にもつながるのですが、EIA でしたか、本格アセス、それから環境アセスメントというのは一体どこから始まるのかという話ですが、欧米では、先ほど言った立地環境がよく分からないので、その状況を例えば、社会的な、住民移転の可能性があるとか、せいじゃくな生態系があるといった問題があるところを要求するところから、いわゆる NEPA プロセスという環境アセスメントが始まっているわけです。ですから、環境アセスメントというのは、何となく日本では今言われた閣議決定アセスのイメージがあるので、本格アセスを環境アセスメントと言っているような感じがあるのですが、本当は最初のスクリーニングの部分がいちばん重要な環境アセスメントなのです。そこが今、大きく分けて規模要件と立地環境において区別するということだと思うのですが、立地環境に関しては、ないデータは、それが本当かどうかは別としても、相手国に文書として要求するという仕組みがないと、本当はアセスメントとして最初の時点でものすごく大きな穴があるのではないかという気がします。

**村山委員長** まさにご指摘の点はそのとおりで、ガイドラインの改定の委員会でも、そもそも案件要請の段階でほとんど情報がない中で案件を受けるとというのが非常に大きな課題だということが出てきたのです。それで一応チェックリストを設けて、それぞれ要請を出していただく段階で基本的な情報は出してもらおうということになりました。それが恐らく大体出てき

ているということだ思うのですが、それでも足りないものがあるということで、幾つか交渉しているということがあります。

ですから、まだ始まったばかりというところがありますので、もう少しチェックリストを充実させるべき点が幾つかあるということだと思います。それは少し経験を積んでから、こちらの審査会としても、そういった要望というか、改善案を出していくということに多分なると思います。

**松本委員** 今の点でよろしいですか。非常に重要なところなので意見を言わせていただきます。ガイドライン上、の 3.1 の 3 にそれは書かれています。「カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う」。これは要請段階で書かれているわけです。

すなわち、今、上條さんからご説明いただいたのは事前調査のところで確認するというのですが、細かい言葉上の揚げ足取りになっていたら申し訳ないのですが、事前調査ではなくて、あくまで要請段階でやらなければいけないということはここで念を押しておきたい。すなわち、事前調査に移る前に、必要な場合、調査団を派遣する。要請段階で調査団を派遣する。そして、必要に応じて現地踏査を行う。それがガイドライン上の記述ですので、少なくとも今、田中委員から出されたカテゴリ分類にある程度必要な情報というのは、必ず要請段階でなくてはいけない。情報が不十分なのでとりあえず B にするというのは、要請段階の初期の段階では許されますが、要請段階の最後の段階では、それはガイドライン上認められていないというのが私の理解ですので、ここはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

**田中章委員** そこで、これは 1999 年の時点でまだ OECF だったときに、立地環境に基づくチェックリストを私も作ったことがあります。こういう審議会にかける前の、上條さんたちが審査室レベルでチェックできるためのフロー等を一応作ってあるので、このようなものを参考にしてその辺のふり分けをやっていただけると。

**富本** 今、1000 件近く検討しておりますが、すべてを採択するわけではございません。明らかにしにも棒にもかからないものについては、これはやらないということです。これ以上の情報収集をしたり、あるいは調査団を派遣するということは JICA としても・・・。

**田中章委員** それはいいのではないですか。

**富本** ある程度、非常に効果的であろう、これはある問題を解決するのに非常にいいということであれば、さらに情報を収集して詳細な情報を収集する。同時にもう 1 点加えたいのは、例えばある港を直してくれとか、ここに道路を造ってくれという要請があっても、先ほどの代替案、あるいは複数案の検討も含めて、かりに F/S ではなくて M/P から入るべきだと、そこで初めてこの案件の妥当性が本当にあるのかないのかということも含めた段階まで戻るのが JICA の特徴でございます。OECF と違うのは、OECF はあらかじめこういうことをやってくれということで、そこで立地条件などの点を審査するのですが、我々は立地条件を含めて別のところでやるかもしれない、あるいはやらないかもしれないということまで含めてさかのぼ

る可能性があるということをご理解いただきたい。

特に開発調査の場合、先ほど来、SEAのご説明をいたしました、そういった選択肢をJICA側に持たされる。それはもちろん相手国政府と交渉して、これはいきなりここに港を造るのではなくて広い範囲から候補地を選ぶべきだとか、あるいはそもそも港を造るのではなくて、別の案を考えるというような議論もさせていただくということも、可能性としてはあるということです。

無償の場合でも、今A案件のことが出てまいりましたが、ガイドライン上はA案件の場合はまず開発調査をかけるということになっておりますので、いきなり無償資金協力の調査には入らないという仕組みができました。そこで開発調査に戻り、さらにマスタープランの上位の段階に行く可能性があるということです。これは、先ほど来相手国政府との関係がございましたので、相手国政府が早くやってくれと、そんな冗長なことはやっていられないという場合もあるでしょう。そこが合意の形成のプロセスというものが非常に重要になってくるということでございます。

1000件もやっていて、実際に案件実施に結びつくのは5割程度です。これでもだいぶ確率は上がったのです。将来はもっと早い段階で相手国政府と政策対話しながら、可能性の高い案件を、より正確な情報を集めて要請してくるというプロセスも、現地の大使館やJICA、現地ODAタスクの中でやっていく。そういったものであれば、私どももできるだけ在外の意見を尊重して採択の方向でやるけれども、その場合にはこういう情報で社会配慮の考慮をしなければならないというようなことになってくるのです。これは今、ちょうど過渡期でございますので、もうちょっとお待ちください。

**村山委員長** いずれにしても、今回のカテゴリ分類は初めての試みで、なかなかうまくいかないところが多分あると思います。恐らく審査室としては、課題部から上がってきたものをより厳しめに見て、こういう結果になっているのだろうと期待をします。先ほどおっしゃったように、恐らくBの中には、より厳しく見たものも多分入っているのだと思います。そういったものは、今後経験を積む中でよりよい形で進めていければいいのではないかと思います。それでは、時間のほうも過ぎてきましたので、次に今後の予定に入っていきたいと思います。

**上條** 12月までの日程は前回打ち合わせをさせていただいて、そのあとメールで日程の案を送らせていただいて、大体ご了解いただきましたので、第3回から第6回までの日時と場所をセットしました。1月以降ですが、これもカレンダーを見て月曜日と水曜日で第2、第4と見ると、大体第7回から第12回までもこのような日程で組めばいいのではないかと思います、一応ここに書いてあります。この第7回から第12回まで、大体このような日程でよろしいということであれば、また時間と場所をセットしたいと思っております。これは、今日欠席の方もいらっしゃいますので、1月以降の第7回から12回までのことはまたメールで皆さんにお聞きしまして、一とおり確認してから時間と場所を決めたいと思います。時間と場所は、基本的には2時から5時で、この11階の会議室を会場に予定しています。

第3回ですが、まだ実際の諮問の手続きをしていないのですが、第3回に1回諮問の案件をかけようという予定をしています。それは、今、カンボジアの廃棄物処理場という案件が1個あ

りまして、これは予定地の調査なのですが、今度ドラフト・ファイナルレポートが上がってくるという案件があります。まだ私どもの審査室のほうに書類が上がってきていないのですが、ただ、それはすぐ上げられるということと、11月8日には説明もできると聞いています。これから実際答申して下さる方を村山先生などと相談しながら決めて、その方々にはドラフト・ファイナルレポートの原稿をお送りして、見ていただいて、11月8日には質疑応答のセッションをしようと思っています。そのあと、答申をいつまでに頂くかということは、まだ課題部のほうとも打ち合わせをしていないのですが、8日にすぐというわけではなくて、8日は質疑応答のセッションをしようと思っています。以上です。

**村山委員長** ありがとうございます。そうすると、11月8日にご説明いただいて、そのあと書類を送付ということですか。

**上條** 今予定しているのは、今日の夕方とかあしたの午前中に事業部からうちに書類を上げていただければ、うちはそれを見まして、あまりにもこれではまずいというのであれば返しますが、議論の余地はあっても早くかけたほうが良いと思えば、できれば事前に読んでからセッションがあったほうが良いと思いますので、今思っているのは来週の月曜日か火曜日ぐらいに郵送して、答申していただく方に一読していただいたうえで8日に質疑応答できればと思っています。

**村山委員長** そのあと、10営業日以内に。

**上條** 締め切りをいつにするかはまだ決めていないのですが。

**村山委員長** 分かりました。そういう形で、年内の予定はこのような日程でいきたいということです。よろしいでしょうか。それでは、次回以降の予定についてはこのようにさせていただきたいと思います。

その他、何かご意見などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今日の審査会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

\*\*\*午後5時00分閉会\*\*\*